

個別避難計画作成の取組

令和5年1月20日

館林市

総務部 安全安心課 危機管理・国土強靱化係

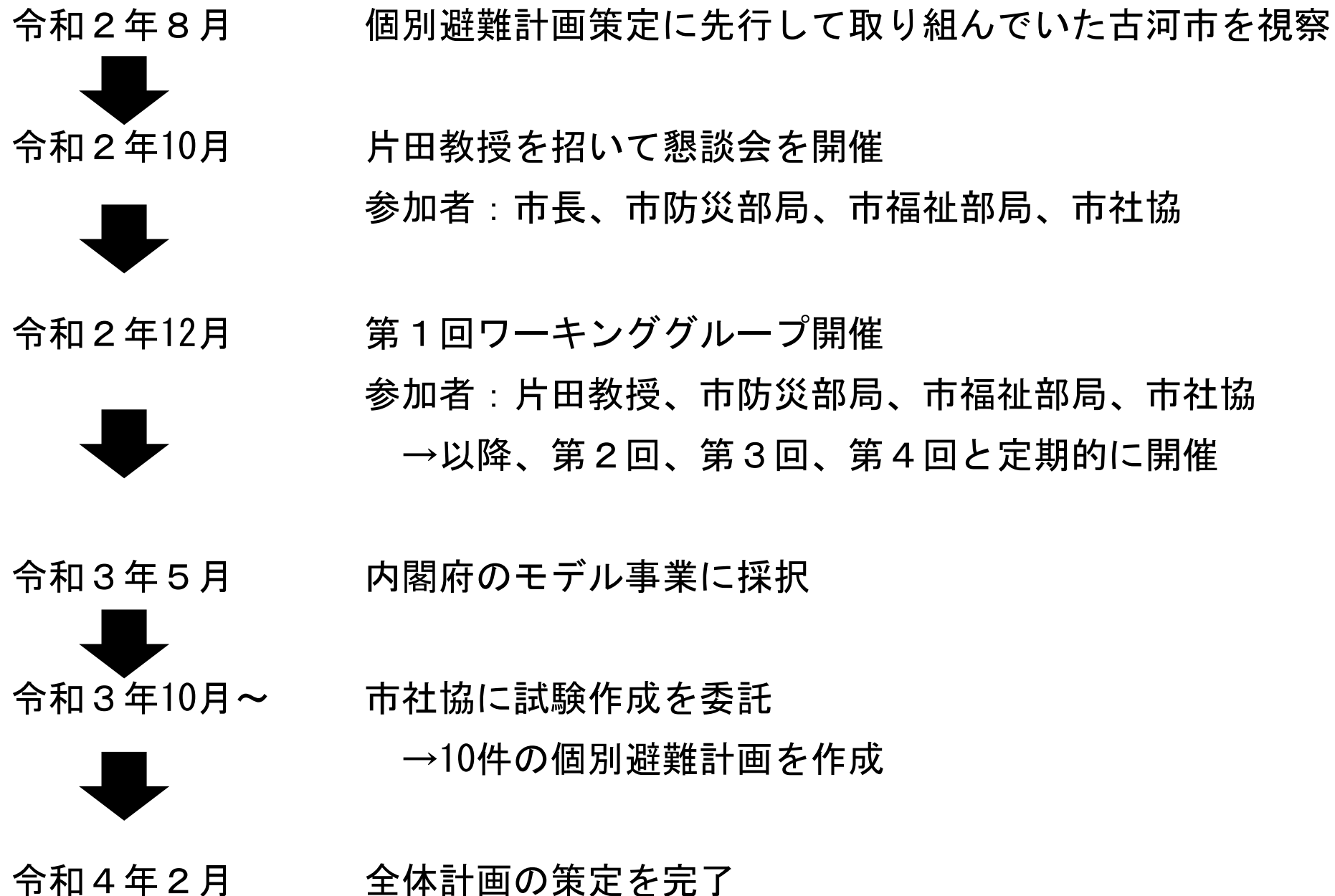
1. 取組概要

(1) 取組内容

- ・ 地区防災計画の取組のなかで、以前から避難行動要支援者の避難支援が課題となっていた。
- ・ 要支援者の円滑な避難確保を図るため、庁内外や他自治体の事例を参考としながら、全体計画と個別避難計画策定に取りかかる。
- ・ 令和3年度、内閣府のモデル事業に採択され、市社協に個別避難計画策定を委託。このとき計画策定にかかる時間や、経費等を試算し、個別避難計画策定にフィードバックすることを想定したもの。
- ・ 令和4年度、前年度の市社協の調査結果に基づき、福祉専門職等へ委託を開始する。

1. 取組概要

(2) これまでの経緯



1. 取組概要

(2) これまでの経緯

令和4年4月

個別避難計画様式等の策定を完了



令和4年7月

障がい事業所の相談支援部会に参加し制度説明及び業務依頼
参加者：市内障がい4事業所



同月

介護事業所へ個別避難計画の通知を発送
対象：市内モデル地区に居住する要支援者が利用している事業所
→市内、近隣市町、他県など22事業所



令和4年8月

障がい、介護事業所が個別避難計画の作成に取り掛かる



令和5年3月

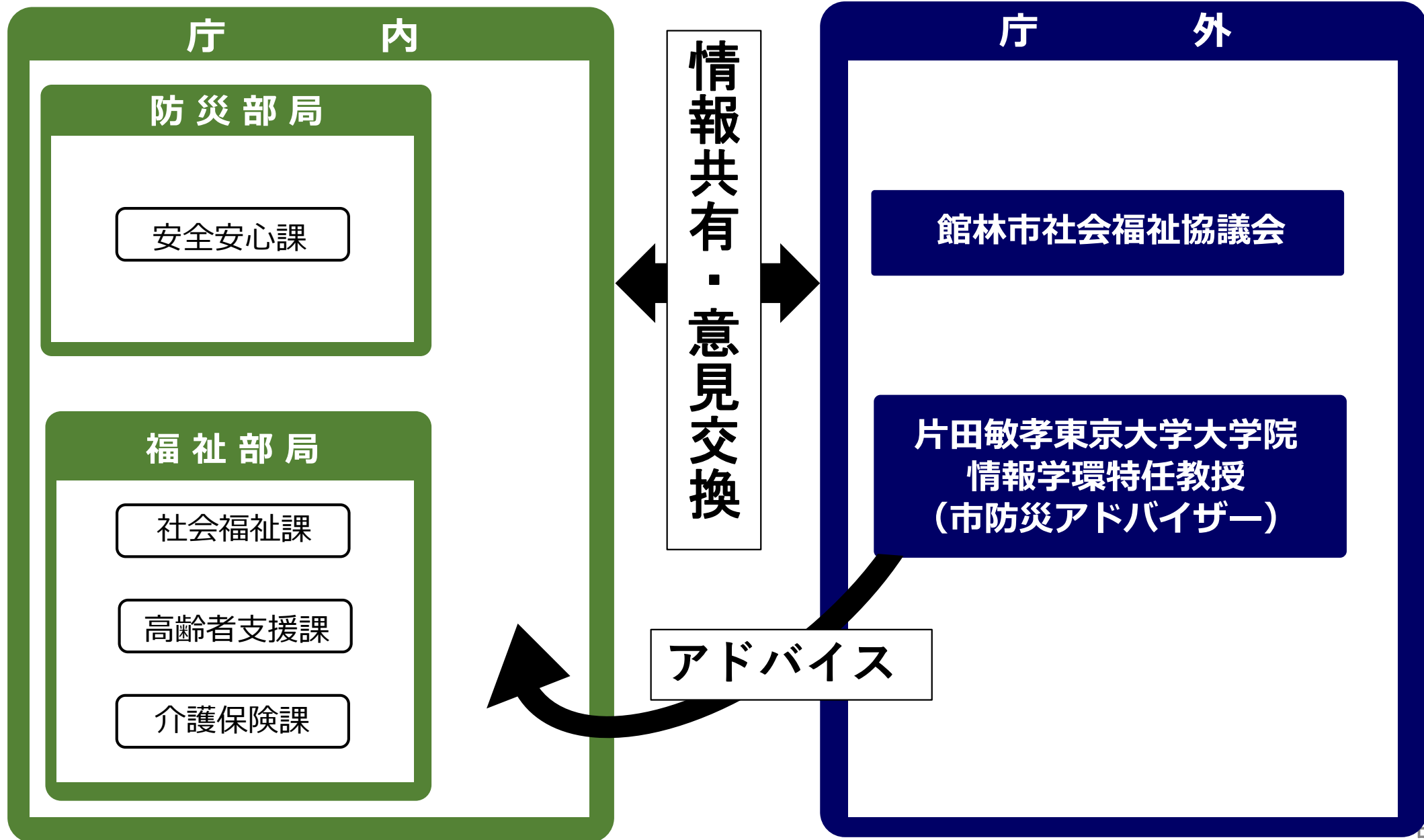
年度末までに50件の作成を目標とする
→作成済みの個別避難計画について毎年度末にモニタリング



令和5年4月～

順次市内対象地域を拡大していく

2. 庁内及び庁外の連携



3. 避難行動要支援者の優先度

(1) 個別避難計画の位置づけ

災害時避難行動要支援者

公助

個別避難計画

要介護3、4、5
障がい等級1、2級相当
のかたなどが対象

自助、共助で避難支援

(家族や地区のかたなど)

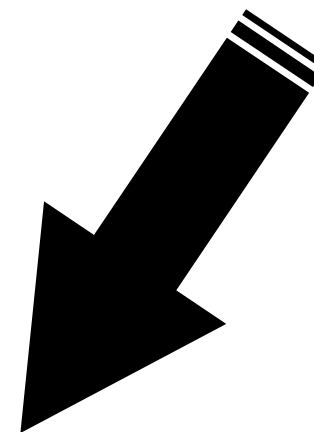
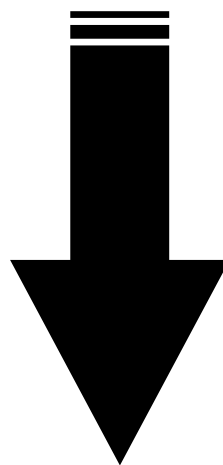
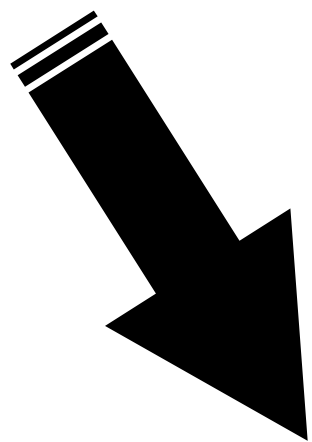
3. 避難行動要支援者の優先度

(2) 個別避難計画作成の優先度

ハザードの状況

心身の状況

居住実態



3つの項目から優先度の高いかたを判断

4. 地区防災計画との連携について

お助け名簿作成の手順

①地区防災計画の配布に合わせて、地区から住民に名簿作成の案内を配布。



②お助けを希望する住民が自身の計画書と同意書を区長や民生委員に提出、区長がとりまとめる。



③地区の役員が住民に個別に聞き取りを行う。



④聞き取り結果をもとに、対象者がどの程度避難支援を要するか役員会で判定する。



⑤判定の結果避難支援が必要だと判断された対象者は、災害時に共助による避難支援を行う。



⑥共助による避難支援が困難な場合は、個別避難計画を作成し公助による避難支援を行う。

5. 福祉事業所への委託手順について

①事業所あてに個別避難計画の様式や制度の案内などを送付する。



②市で事業所ごとの対象者を抽出し、作成した対象者リストを各事業所あて送付する。



③事業所ごとに委託契約を締結後、事業所が個別避難計画の作成に着手する。



④作成後の個別避難計画を市の障がい、介護担当が1次審査を行い、次に防災担当が2次審査を行う。審査の結果、訂正事項がなければ事業所が市に完了届と請求書を提出する。



⑤作成した個別避難計画を、市、事業所、対象者の3者で保管し、災害時支援に用いる。



⑥作成済みの個別避難計画について、毎年度末に見直しを行い更新していく。